

韓國に合意求む

問題 竹島 國際裁への提訴

奥村外務次官は二十五日午前十一時半在日韓国公使について韓国政府の合意を求める文書を渡した。



英
外
務
次
官
金
韓
明
公
使

初の措置であるが、外務省は同日正午情報文化局発表の形で日本政府の立場を次のとおりに明らかにした。
（1）韓国側は本島の領有権問題にて定したことに基づいてふるわれた域について日本側の数次にわたる抗議を國際審法裁判所に提出して國際的な危険に訴えるとの方針を決定したこと。

在日韓国代表部に於ける文部省問題を國務院交渉所にて討議したことと日本側の抗議だった。外務省はこれと同時に竹島が領土であることを証明する趣意文書を提出した。公使は奥村次官をして「日本側の申入れを直ちに本筋に送りその詮命を求める旨回覆する」と答えたが、日本側は韓國政府が國務院交渉所への提訴があることを承認しないものだ。

反論してきた。しかしながら、大韓帝国政府は、日本帝国政府の宣傳攻撃を無視したのみならず、本国政府の底堅なる申入れ及び重抗議にもかかわらず、大韓國會院による竹島に対する暴犯同島周辺の日本領海内において漁業並びに同島における大韓國領土侵襲及び船の説教等の不法行為が繰返され、更に、最近本國巡視船が同島より突然衝突を受け損傷をこうむるに至った。

二、本件は國際法の基本原則によれる軍艦の紛争であるのだが、

本邦政府は、日露戦争の終結を日本に勝利したと確信する。政府の公使は、政府の威儀を守るために、公使館に付託する。

大韓民国は、的解決を最も重視する。日本は、その下に国際的機関、すなはち、国際連合の下に、この確信を寄せられることになる。

國政府の間で、大正時代の政治問題として最も注目されたのが、日本と大英帝国との間の開港場問題である。この問題は、1902年（明治35年）に開港場の開設をめぐる交渉が開始され、1904年（明治37年）に開港場の開設が決定されたものである。

西國政府が事件をしつこく上級
院に訴え、やがて事件の真相が明
かとなり、最も望ましくない結
果となる。よつて、外務省は、
西國政府が竹島をその周辺に
「困難な事件」の発生を防止す
るの共同の監視措置について
西國政府と協議する用意があ
ることを同代表部に通報する。
省は、在日大韓民国代表部
の請求書を大韓國政府に
し、それの提案に対する同
府の見解を同省に通報せられ
ことを要請する。

韓国への申入れ文書

國すを公外

正解

三九

卷之二

卷之三

みていくところだ。その場合には必ず定方針通り日本側は單独でも同判所に提訴し裁判が成立しないとも提訴を通じて國際世論に訴える意向である。

政治小説